

令和元年度独立行政法人都市再生機構調達等合理化計画の自己評価結果

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画 (調達等合理化計画で記載した事項)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価<評定と根拠>
「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」 (平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)に基づく取組を着実に実施すること。	「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」 (平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)に基づき、毎年度「調達等合理化計画」を策定、公表の上、着実に実施する。また、当該計画の取組状況について、年度終了後に自己評価を行い、併せてその結果についての公表を行う。	<p>2. 重点的に取り組む分野</p> <p>記 1 の現状分析等を含め総合的な検討を行った結果、下記案件について、それぞれの状況に即した調達の改善及び事務処理の効率化に努めることとする。</p> <p>(1) 発注の効率化に係る取組</p> <p>競争性の確保を前提としつつ、以下の取組等を実施することで、受発注者双方の事務負担を軽減し、発注事務の効率化を目指す。また取組の実施後は、事務負担がどの程度軽減できたかについて数値的検証を実施するとともに、コスト削減や落札率等を含め効果検証を行い、次年度以降の発注事務効率化に向けての取組を検討する。</p> <p>① 発注事務手続きの効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後の年間発注件数の増加が見込まれる賃貸住宅保全工事において、効率的に工事発注を実施するため、複数工事を一括して発注する大括り化に積極的に取り組む。保全工事でも規模が大きく効率化の効果が高い外壁修繕工事においては、過年度より大括り化を実施してきたところであるが、令和元年度は、外壁修繕工事に加え、それ以外の工事についても工種や地域特性に応じ、実施の可否を判断の上、可能なものについて積極的に大括り化に取組む。これにより、事業者の申込事務に係る負担が軽減されるとともに、工事発注事務手続きの負担を軽減し、発注事務の効率化を図る。 	当該取組の結果実現された実施量、実施状況等	<p>複数工事を一括して発注する大括り化を 56 件実施した。(内訳は外壁修繕工事 52 件、土木工事 2 件、造園工事 1 件、防水工事 1 件)</p> <p>大括り化することで発注件数が 61 件削減され、これにより事業者の申込事務に係る負担が軽減されるとともに、工事発注事務手続きの負担を軽減し、発注事務の効率化が図られた。</p> <p>なお、大括り化を実施した工事では、平均応札者数 (10.3 者)、平均落札率 (92.4%) となったが、同種の保全工事全体では、平均応札者数 (8.8 者)、平均落札率 (90.7%) であった。</p>	<p>評定：B</p> <p>計画で定めた発注の効率化に係る取組を実施し、発注件数の削減を図ることにより、事業者、発注者双方の事務手続きの負担が軽減されたことから B 評価とする。</p> <p>次年度以降も競争性の確保を前提としつつ、本取組を継続する。</p>
		<ul style="list-style-type: none"> 機構支援業務の総合評価方式による発注手続きにおいて、同時期に発注する審査を共通化できる複数案件の技術提案を一括して審査する新たな評価方式を導入する。令和元年度は、対象案件を精査の上、5 件の一括審査案件の発注 (試行実施) を行う。これにより、事業者の申込事務に係る負担が軽減されるとともに、同一の技術提案による評価結果を複数の業務に利用することで、発注事務手続き (技術審査・評価) の効率化を図る。 		<p>企業の実績や予定管理技術者の資格・実績等の審査項目に関し、複数案件の審査を一括で行う新たな総合評価方式の発注を試行的に 8 件実施した。</p> <p>本取組と合わせて、従来よりも更に競争性を高める方策として、地域や職種毎に細分化して発注したことにより、一部において発注事務負担の増加があったものの、本取組による審査等の事務負担軽減により、全体としては発注事務負担を約 1 割 (約 30 時間) 削減することができた。また、参加事業者の申請資料作成に要する事務負担についても軽減されたことから、発注事務の効率化が図られた。</p> <p>なお、適用案件の平均応札者数 1.1 者、平均落札率 96.9% は同種の機構支援業務全体の平均応札者数 1.2 者、平均落札率 96.0% とほぼ変わらない結果となった。</p>	<p>評定：B</p> <p>計画で定めた発注の効率化に係る取組を実施し、事業者、発注者双方の事務手続きの負担が軽減されたことから B 評価とする。</p> <p>今年度の試行実施結果を踏まえ、次年度以降も本取組を継続する。</p>

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価																									
中期目標	中期計画	年度計画 (調達等合理化計画で記載した事項)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価																					
				業務実績		自己評価<評定と根拠>																			
		<p>・技術的工夫の余地が小さく、施工計画に差がでにくい賃貸住宅保全工事（外壁修繕等の計画修繕工事）の総合評価方式による発注手続きにおいて、施工計画に係る提案を求めず、企業及び配置予定技術者の実績を重視した新たな評価方式を導入する。令和元年度は、対象案件を精査の上、5件の発注（試行実施）を行う。これにより、施工計画に係る提案資料の作成、審査に係る事業者、発注者双方の事務手続きの負担を軽減し、発注事務手続きの効率化を図る</p>		<p>施工計画に係る提案を求めず、企業及び配置予定技術者の実績を重視した新たな総合評価方式により22件の発注を行った。</p> <p>試行実施結果として、発注手続きに要する時間が従来の総合評価方式と比較して1件当たり3割程度（約12時間）削減されるとともに、参加事業者アンケートを行ったところ、「申請資料作成に要する事務負担が軽減された」との回答を概ね6割得たことから発注事務の効率化が図られた。</p> <p>更に、適用工事の平均応札者数（10.4者）が同種の保全工事全体の平均応札者数（8.8者）を上回り、適用工事の平均落札率（89.6%）も、同種の保全工事全体の平均落札率（90.7%）を下回ったことから、発注事務負担の軽減のみならず、競争性の向上やコスト削減にも繋がる結果となった。</p>				<p>評定：A</p> <p>計画で定めた発注の効率化に係る取組を実施し、事業者、発注者双方の事務負担が軽減され、併せて競争性の向上やコスト削減にも寄与したことからA評価とする。</p> <p>今年度の試行実施結果を踏まえ、次年度以降の（拡大）実施に向けて本取組を継続する。</p>																	
		<p>(2) 調達コストの削減及び競争性の確保等に係る取組</p> <p>① 調達コストの削減に資する取組</p> <p>以下の取組等を実施することで、更なるコスト削減の実現を目指す。また取組の実施後は検証を行い、更なるコスト削減に向けての取組を検討する。</p> <p>・平成23年度から実施している少額随意契約の範囲内（ただし予定価格30万円未満は事務コストを鑑み非適用とする）におけるオープンカウンター方式を引き続き実施し、発注手続きの透明性を高め、事業者の参加者数を増やすことによりコスト削減を図る。令和元年度においては、近年の物価上昇傾向により厳しい調達環境ではあるが、過去のオープンカウンターによるコスト削減率の実績の範囲を目標とし、予定価格に対するコスト削減率概ね35%を目指す</p>		<p>528件の発注を実施し、予定価格計451百万円に対し計151百万円（削減率33.5%）のコスト削減を実現した。（計画値100%の達成）</p> <p>(参考) 過年度のコスト削減率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>平均</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>35.0%</td> <td>34.7%</td> <td>33.2%</td> <td>35.3%</td> <td>40.0%</td> <td>34.2%</td> <td>33.5%</td> <td>35.1%</td> </tr> </tbody> </table>				H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	平均	35.0%	34.7%	33.2%	35.3%	40.0%	34.2%	33.5%	35.1%	<p>評定：B</p> <p>計画で定めた過去のオープンカウンターによるコスト削減率の範囲の目標を達成し、コスト削減が実現したことを踏まえ、B評価とする。</p>	
H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	平均																		
35.0%	34.7%	33.2%	35.3%	40.0%	34.2%	33.5%	35.1%																		
		<p>② 競争性の確保等に係る取組</p> <p>一者応札・応募が2回連続して発生した案件については、競争性の確保に関して構造的に課題があるものとして認識することとし、競争参加者を増加させるための環境改善についてより一層取り組む。</p> <p>具体的には、事業者や関係する業界団体へのヒアリングの実施等、市場分析を行い、一者応札となった原因の検証及び分析を行い、実効的な改善策を検討した上で、「一者応札・応募等事案フォローアップ票」として整理して、ホームページにおいて公表する。</p> <p>更に、2回連続で一者応札・応募となった案件については、次回の契約手続に入る際に、各本部等に設置された契約審査会等において、「一者応札・応募等事案</p>		<p>対象案件195件について、改善に係る検証を行い、実効的な改善策を講じた上で、フォローアップ票として整理し、契約監視委員会での点検を経てホームページで公表した。当該案件については、次回の契約手続に入る際に、各本部等に設置された契約審査会等において、フォローアップ票を踏まえた改善策が講じられているかどうか、特にこれまで契約監視委員会において一者応札・応募の原因分析を行った結果、応札者の増加に一定の効果があると検証できた改善措置である周知方法・情報提供の改善・拡大及び資格要件の緩和等の導入や複数年契約の拡大等案件に応じた改善策の導入ができないか等の検証を実施した。</p>				<p>評定：B</p> <p>競争性確保に係る取組を着実に実施したことを踏まえ、B評価とする。</p> <p>フォローアップ票に定めた改善内容について実効的なものにしていくよう、本取組を継続する。</p>																	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画 (調達等合理化計画で記載した事項)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価<評定と根拠>
		<p>フォローアップ票」を踏まえた上記の改善策が講じられているかどうか等の検証を行う。また、過年度の契約監視委員会において一者応札・応募の原因分析を行った結果、応札者の増加に一定の効果があると検証できた改善措置である周知方法・情報提供の改善・拡大及び資格要件の緩和等の導入や複数年契約の拡大等案件に応じた改善策の導入を検討する。</p> <p>なお、数次の改善策を講じたにも関わらず、連続して同一事業者による一者応札・応募が継続しているものについては、原因の分析と改善策の検証を踏まえ、対応策について検討する</p>			
		<p>(3)品質等価格以外の要素に留意する取組</p> <p>公共工事等発注者として、以下の取組等を実施し、社会的責務を着実に果たす。</p> <p>更に、調達に要する事務コストを削減する取組みや事業スケジュール遅延を回避するために入札不調・不落の発生を抑止する取組みを推進する。</p> <p>① いわゆる「担い手三法」(公共工事品質確保促進法、建設業法及び公共工事入札契約適正化法)に基づき、公共工事の品質確保とその担い手確保を実現するため、元請業者が適切な施工体制を確保しているかの確認、市況に応じた予定価格の適正な設定、ダンピングの防止、及び社会保険未加入建設事業者を契約の相手方から排除する等の取組を引き続き実施する。</p>	当該取組の実施状況	<p>公共工事の品質確保とその担い手確保を実現するため、下記のとおり複数の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 下請契約を締結した全ての工事調達において、建設業法に基づく施工体制台帳整備をを求めることを現場説明書中に明記し、事業者の体制の確認を徹底。元請、下請業者間の契約内容及び求められる資格要件等を的確に把握した。 公共工事設計労務単価(H31.3～)、設計業務委託等技術者単価(H31.3～)、公共住宅建築工事積算基準に定める歩掛を採用するほか、実勢価格に対応するため、「見積りの提出を求め活用する方式」を採用して適切な予定価格を設定。また、全ての工事調達において、入札説明書中に、入札時における入札金額内訳書の提出を義務付ける旨明記することにより、品質確保の実現、ダンピングの抑制を推進、積算能力を有する者による競争を促進した。 建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保等の観点から、国土交通省は平成26年より社会保険等未加入建設事業者の排除等を行い、順次その対象を、工事受注者及び一次下請負人から、二次以下の下請負人を含む全ての建設事業者へと拡大しているが、機構においても国土交通省と同様に実施し、社会保険等に参加し、法定福利費を適切に負担する建設業者を確実に契約の相手方とすること等を通じて、公平で健全な競争環境の構築に努めた。 働き方改革に対応した建設現場の環境整備の一環として、建築、設備工事において、4週6閉所促進工事を試行実施し、また、建設現場の生産性向上に資する取組について総合評価落札方式の評価項目に試行的に設定した。 自然災害等緊急時の迅速かつ円滑な対応を図るため、公募により賃貸宅地等の災害応急復旧業務を履行する業者を予め選定し、災害時の対応について協定を締結する取組を試行実施した。 	<p>評定：B</p> <p>公共工事の品質確保とその担い手確保を実現するための取組を着実に実施したことを踏まえ、B評価とする。本取組を継続する。</p>

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画 (調達等合理化計画で記載した事項)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価<評定と根拠>
		② 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく、「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」(平成28年3月22日すべての女性が輝く社会づくり本部決定)等に対応し、調達の際にワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する取組を推進するため、全ての価格以外の要素を評価する調達(総合評価落札方式・企画競争方式)において、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する項目を設定する		総合評価落札方式で発注する建築、設備等工事にワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する項目を設定し、全ての価格以外の要素を評価する調達(総合評価落札方式・企画競争方式)において、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する項目を設定した。	評定：B ワーク・ライフ・バランス等推進企業からの調達を推進するための取組を着実に実施したことを踏まえ、B評価とする。本取組を継続する。
		③ 工事調達において、フレックス工期制度(※受注者が工事着工時期を選択できる発注方式)や発注時期の平準化等、事業者間の競争を促進する制度の適用を推進することにより、技術者や職人の不足等による入札不調・不落拡大の発生を抑制することを目指す。令和元年度においては、他の公共工事発注機関の状況も考慮しつつ、入札不調・不落率について平成26年度から平成30年度の平均14.3%を下回ることを目指す。		入札不調・不落拡大の発生を抑制するため、下記のとおり複数の取組を実施した。 ・受注者が工事着工時期を選択できるフレックス工期制度を適用し、事業者が参加しやすい環境整備を促進。 ・相対的に見て調達環境の良い上半期へ発注を平準化し、事業者の受注意欲向上を図る取組を実施。 ・ホームページで定期的に事前公表している工事発注予定情報を年3回から4回に拡大するとともに、随時、より詳細な公募情報を事前公表する取組において、新たに工事発注規模(金額)の公表を実施。 ・総合評価方式入札の一部において、他の公共機関での同種工事の実績も評価し、新規事業者の参入を促す取組を試行実施。 上記の取組の結果、令和元年度における入札不調・不落率は13.3%となった。(計画値▲1.0%の達成)	評定：B 複数の改善策を実施したことにより、計画で定めた入札不調・不落率を下回ったことを踏まえ、B評価とする。本取組を継続する。
		3. 調達に関するガバナンスの徹底 (1) 新たに締結する競争性のない随意契約に関する内部統制の確立 競争性のない随意契約は、現在整理されている真にやむを得ないものについて、引き続き厳格な適用を行うこととするが、新たに競争性のない随意契約を締結する必要がある案件については、以下の手順を経る内部統制とする。 ① 当該調達部門においては、競争性のない随意契約の必要性、適用条項等について整理し、経理資金部(契約監理)に対して協議を行う。 ② 協議を受けた経理資金部においては、競争契約の可能性、競争性のない随意契約とする理由の妥当性、適用条項の適否や過去との整合性等のほか、競争契約で調達する場合よりもコスト削減が実現されているか否かや、経営上得られる効果が大きいかな否か等も踏まえたところで総合的に随意契約とすることの可否について判断を	法人内における検証状況等	新たに競争性のない随意契約を締結する必要がある案件については、まず当該調達部門において、競争性のない随意契約の必要性、適用条項等について整理した上で、経理資金部(契約監理)に対して協議を行うこととし、協議を受けた経理資金部においては、競争契約の可能性、競争性のない随意契約とする理由の妥当性、適用条項の適否や過去との整合性等のほか、競争契約で調達する場合よりもコスト削減が実現されているか否かや、経営上得られる効果が大きいかな否か等も踏まえたところで総合的に随意契約とすることの可否について判断を行うこととしている。それらに加え、各本部等に設置された契約審査会等において、当該者との契約の必要性及び契約予定金額の妥当性について改めて検証を行うことで、新たに競争性のない随意契約による調達の可否を判断する内部統制の確立を図った。 なお、令和元年度においては、調達部門と経理資金部(契約監理)との間で手順に従って協議を行った案件はあったものの、競争契約の可能性、競争性のない随意契約とする理由の妥当性、適用条項の適否や過去との整合性等の観点から総合的に判断した結果、最終的に新たに締結する競	評定：B 随意契約を締結する際の内部統制の手順が確立していることを踏まえ、B評価とする。本取組を継続する。 なお、令和元年度においては、調達部門と経理資金部(契約監理)との間で手順に従って協議を行った案件はあったものの、最終的に新たに競争性のない随意契約を締結した調達は行わなかった。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画 (調達等合理化計画で記載した事項)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価<評定と根拠>
		<p>行う。</p> <p>③ 前記②に加え、各本部等に設置された契約審査会等において、当該者との契約の必要性及び契約予定金額の妥当性について改めて検証を行う。</p> <p>なお、新たな競争性のない随意契約については、事後に監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会の中で点検を受ける</p>		<p>争性のない随意契約により調達を行ったものはなかった。</p>	
		<p>(2) 競争性のない随意契約を継続して締結する場合における内部統制の確立</p> <p>随意契約によることが真にやむを得ないものとして過去の契約監視委員会で整理されたものについて競争性のない随意契約を継続して締結する場合には、予定価格の作成にあたり、市場価格の把握や他者の見積りを活用すること等により、随意契約によるコスト低減要素を踏まえた積算を行う。</p> <p>また、各本部等に設置された契約審査会等において、当該者との契約の必要性及び契約予定金額の妥当性(前記コスト低減要素を踏まえた積算がなされているかどうか)についての検証を実施する。</p>	<p>当該取組の実施状況</p>	<p>計画で定めた手順に従い、継続して競争性のない随意契約を締結する617件の契約において、各本部等に設置された契約審査会等で当該者との契約の必要性及び契約予定金額の妥当性について検証した上、契約締結の手續を実施した。</p> <p>(主な検証の例)</p> <p>①ガス管・設備工事、エレベーター改修工事等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・積算要領に基づく積算を実施 <p>②事務所等賃貸借(新規)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の物件との賃貸条件の比較、賃料水準の検証等を実施 <p>③事務所等賃貸借(継続)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在の賃貸条件の検証、他物件との賃料比較、移転時の一時費用等の確認等の実施 <p>④密接不可分工事・業務、補備工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・積算要領に基づく積算を実施 ・当初落札率を予定価格作成時に勘案 	<p>評定：B</p> <p>競争性のない随意契約を継続して締結する場合の内部統制について、手順を確立させていること、また、この手順に従い着実に実施したことを踏まえ、B評価とする。本取組を継続する。</p>
		<p>(3) 契約手続ミス等不祥事の発生防止及び発生時の対応</p> <p>契約手続ミス等不祥事の発生を確実に未然に防止するため、また発生時には速やかに契約手続きに応じた必要な措置を講じるため、下記の取組を行う。</p> <p>① 調達に関する規程集、マニュアル等の充実化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関連法令、内規等を整理し製本した「契約ハンドブック」を年度末に更新し、翌年度版を作成する。作成の上は、各本部等の契約担当者に広く頒布する。 ・イントラネットを活用した「基本マニュアル」及び「契約手続フロー」を随時更新し、利用者の意見や要望も反映しつつ、契約制度に関して疑問、質問が生じた際の「ポータルサイト」としての活用を推進する。 ・契約手続に関して判断を迷った場合に参照する「契約事例集」(前例集)を随時更新する。 ・不祥事が発生した場合には再発防止策等を前記に掲げるマニュアル、事例集等に反映させる。 	<p>当該取組の結果実現された実施量及び実施状況等</p>	<p>「契約ハンドブック」を更新し、各本部等の契約担当者に広く頒布するとともに、出先事務所を含む全職員が閲覧できるようイントラネットを活用した「基本マニュアル」、「契約手続フロー」及び「契約事例集」(前例集)を更新し、調達に関する規程集、マニュアル等の充実化を図った。</p> <p>また、利用者の意見や要望を踏まえ、どこに求める情報があるのかイントラネットに分かり易く体系的に表示し、契約関連業務のポータルサイトとしての利便性を高める取組を実施した。</p>	<p>評定：B</p> <p>契約手続ミス等不祥事の未然防止及び発生時には速やかに対応できるようにするための取組を着実に実施したことを踏まえ、B評価とする。本取組を継続する。</p>

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画 (調達等合理化計画で記載した事項)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価<評定と根拠>
		<p>② 不祥事等の発生を未然に防止するため、以下の研修を実施する。</p> <p>研修の実施にあたっては、対象者に応じた以下の研修を実施し、受講者に理解度テストやアンケート等を行い、理解度を確保すること等の効果測定を実施する。それにより、理解度が低い事項や判明した課題、受講者からの要望が多かった事項等について、イントラネット等を活用したフォローアップや次回以降の研修での講義内容等に反映させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規採用職員及び中途採用職員については、対象全職員に対し、機構の契約制度や発注者綱紀保持に関する基礎的な内容の研修を実施する。 ・新たに管理職に登用された者や昇級者については、対象全職員に対し、より専門的な発注者綱紀保持に関する研修を実施する。 ・発注・契約実務を担当している職員に対し、契約手続きに関する具体的な事例等を活用した実務的、実践的研修を実施する。また公正取引委員会から講師を招へいし、発注担当部署の管理職を対象とした入札談合等関与行為防止研修を実施する。これらの研修について、出席率7割を目標とする。 		<p>以下の内容で研修を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての新規採用職員及び中途採用職員を対象とした契約制度や発注者綱紀保持に関する基礎的な研修 ・全ての新任管理職員及び昇級者を対象としたより専門的な発注者綱紀保持に関する研修 ・発注・契約担当者を対象とした契約手続きに関する具体的な事例等を活用した実務的、実践的な研修 ・公正取引委員会から講師を招へいした発注担当部署の管理職を対象とした入札談合等関与行為防止研修 <p>発注・契約担当者を対象とした契約業務研修の出席率は75%、発注担当部署の管理職を対象とした入札談合等関与行為防止研修の出席率は71%となった。(全体としては出席率74%、計画値106%の達成)</p> <p>研修の実施にあたっては受講者に理解度テスト並びにその事後解説及びアンケートを実施し、研修の効果測定、即時解説による効果浸透を図るとともに課題等を把握した。アンケート回答者の9割超から新たな知識の習得ができたという評価を得たところであるが、理解度テストの正答率が低かった事項に関する研修内容の改善や受講者から要望があった事項等について、次年度の研修で重点的に講義を行うべく検討に着手した。</p>	<p>評定：B</p> <p>計画で定めた研修の出席率を上回ったこと及び受講者に理解度テストやアンケートを実施し研修の効果測定を行い、受講者の知識習得の向上の確認及び研修に対する要望を把握し次年度の研修に反映する検討に着手したことを踏まえ、B評価とする。</p>
		<p>③ 発注者綱紀保持に関する取組みについては、不祥事の発生が組織に与える影響を鑑み、全役職員が定期的に理解を深めることが必要であることから、上記②記載の研修に加え、eラーニングを活用した一問一答により、発注事務に係る情報の適切な管理、事業者との応接方法の適正化、規程抵触事実が発生した場合の対応方法、不当な働きかけを受けた場合の対応方法等を規定した「発注者綱紀保持規程」及び規程を実務に即して解説した「発注者綱紀保持マニュアル」の内容の周知徹底を図る。</p> <p>なお、正答率が低かった設問については、再度eラーニングを実施すること等のフォローアップを行うことでフォローアップ後の正答率が75%を上回ることを目標とする。</p>		<p>以下の方法で発注事務に携わる全職員に対し、「発注者綱紀保持規程」及び「発注者綱紀保持マニュアル」の内容について周知徹底を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イントラネットにおいて、全職員に周知した。 ・全本部等の総務部長が出席した会議において、規程の周知徹底を指示した。 ・各本部及び出先事務所担当者を対象とした契約の研修内で規程の内容について説明した。 ・研修時の資料はイントラネットに掲示を行い、研修に参加できなかった職員に対しても周知した。 ・全役職員に対し規程等の内容についてeラーニングを実施し、全体としての正答率は80.1%となったが、個別では正答率が75%を下回った設問もあったため、実施結果をイントラネットにおいて役職員にフィードバックするとともに、正答率が低かった設問に関して理解度向上のために、研修で重点的な解説等を実施した。それらを実施した上で、再度eラーニングを実施したところ、全ての設問において正答率75%以上を達成し、全体としての正答率も上昇した。(フォローアップ後の正答率85.6%、計画値114%の達成) 	<p>評定：B</p> <p>「発注者綱紀保持規程」及び「発注者綱紀保持マニュアル」の周知徹底及び規程の内容についての浸透を図ったことに加え、規程等の内容についてeラーニングを実施し、正答率が75%を下回った設問については再度eラーニングを実施し、全ての設問において正答率が75%を上回ったことを踏まえ、B評価とする。本取組を継続する。</p>

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画 (調達等合理化計画で記載した事項)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価<評定と根拠>
		④ 工事等の落札結果をモニタリングし、四半期毎に開催する入札談合等不祥事を未然防止する目的で設置した工事落札率検証会議において、落札結果に特異な状況が認められる場合には不正兆候がないかの確認をする。当該状況をイントラネットにより機構全体で情報共有することにより、入札談合等、不正行為の抑制につなげる。		工事等の落札結果をモニタリングし、四半期毎に工事落札率検証会議を開催した。会議において、高落札率となった案件の中で1者応札や非落札者が全者辞退した等、落札結果に特異な状況にあるものを抽出(109件)した上で、入札談合等の不正の兆候がないかについての確認を入札資料の精査や発注部署へのヒアリング等により行った。確認の結果、不正の兆候は見受けられなかった。当該状況をイントラネットにより機構全体で情報共有することによって不正行為の抑制に繋がった。	評定：B 入札談合等、不正行為の抑制に寄与する取組を実施したことを踏まえ、B評価とする。本取組を継続する。
		⑤ 談合疑義案件が発生した場合は、「談合情報等対応マニュアル」に基づき、速やかに「公正入札調査委員会」を設置し、調査を行うとともに、公正取引委員会等への報告を行うこととする。調査の結果、談合の事実が認められた場合は、契約解除等必要な措置を講じるとともに、当該事実を改めて公正取引委員会等に通知する。談合疑義案件については、発生の都度、事例として蓄積し、以後の参考とする		談合疑義案件が4件発生したため、「談合情報等対応マニュアル」に基づき、速やかに「公正入札調査委員会」を設置し、調査を行うとともに、公正取引委員会等への報告を行った。なお、調査の結果、3件は談合の事実は確認されなかったが、1件は談合の疑義を払拭できなかったことから入札手続きを中止した。 今回の談合疑義案件に係る対応については、事例として蓄積し、以後の参考とした。	評定：B 談合疑義案件について、適切に対応したことを踏まえ、B評価とする。本取組を継続する。
		6. その他 調達等合理化計画及び自己評価結果等については、ホームページにて公表する。 なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行う。 また、契約相手方、契約金額、落札率、契約方式、随意契約によることとした理由等の契約締結結果情報を、ホームページで毎月公表する	当該取組の実施状況	以下の取組を実施した。 ・調達等合理化計画及び自己評価結果等について、ホームページにて公表した。 ・契約相手方、契約金額、落札率、契約方式、随意契約によることとした理由等の契約締結結果情報をホームページで毎月公表（少額契約を除く全契約。計3,469件）した。	評定：B 適切に公表したことを踏まえ、B評価とする。本取組を継続する。

※自己評価の評定について（参考）

平成26年9月2日「独立行政法人の評価に関する指針」による

S：法人の活動により、計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。

（定量的指標においては年度計画値の120%以上の達成かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合）

A：法人の活動により、計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

（定量的指標においては年度計画値の120%以上の達成）

B：計画における所期の目標を達成していると認められる。

（定量的指標においては年度計画値の100%以上120%未満）

C：計画における所期の目標を下回っており、改善を要する。

（定量的指標においては年度計画値の80%以上100%未満）

D：計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。

（定量的指標においては年度計画値の80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合）

※B評価を標準とする。